

平成17年(行ウ)第7号、第8号 泡瀬干潟埋立公金支出差止等請求事件

原 告 小 橋 川 共 男 外278名

被 告 沖 縄 県 知 事 外1名

原告準備書面（1）

平成18年4月19日
2006年

那覇地方裁判所民事第1部合議係 御中

被告沖縄市訴訟代理人

弁 譲 士 島 田 良

安 印

弁 譲 士 中 野 清

光



原告準備書面（6）に対する認否反論

第1 本件埋立事業の経済的合理性について

1 本件事業の目的と基本構想からの逸脱について

(1) 沖縄市には嘉手納飛行場を始め多くの米軍基地が集中しており、依然として市域面積の約35%を占め、市民は基地と隣り合わせの生活を余儀なくされてきた。基地を除いた人口密度は1km²当たり約3,800人であり、全国平均(340人、平成12年国勢調査)の10倍以上という過密化した市街地が形成されている。そのような状況の中で昭和62年「沖縄市東部海浜地区埋立構想策定調査」により、基本的な整備の方向性が検討され「東部海浜地区埋立構想」が策定された。さらに、平成元年には「沖縄市東部海浜地区開発計画作成調査」により専門家等の意見を踏まえた「東部海浜地区開発計画」を策定し、その後も多くの市民や専門家の意見を伺いながら様々な検討が行われ、マリン

シティー泡瀬の形状や土地利用計画は、平成7年11月港湾計画の一部変更で決定されたものである。

- (2) 原告らは甲23号証の論評を根拠にして、沖縄市の基本構想が実現可能性がなく頓挫した旨主張するが、同計画は一貫して推進されており、頓挫したことはない。マリンシティー泡瀬の目的とする「海洋レクリエーション活動拠点」「国際交流リゾート拠点」等の実現は、本件埋立事業によって形成される泡瀬地区埋立地を活用することによって達成されるものである。
- (3) 原告らは甲23号証の沖縄大学教授の見解を引用して本件埋立事業は何が何でも埋立事業ありきからスタートしている旨主張するが、同教授や原告らの主張は何が何でも埋立に反対すると云う独自の見解に基づくものであり、到底容認できない。本件埋立事業は基本構想から逸脱するどころか、東部海浜開発計画、ひいては沖縄市がまちづくりの将来目標像とする「国際文化観光都市」の実現にとって必要不可欠な事業となっているのである。

2 土地利用計画が成り立たないこと

- (1) アンケート結果については原告の訴状に記載のとおり概ね認め、主張に対しでは答弁書の第4項5(5)のとおりである。

3 沖縄市の財政負担について

- (1) 原告らの主張事実のうち、沖縄市が譲渡を受ける予定の約90haの土地の予定価格は約275億円ではなく約184億円である。
- (2) 沖縄市が本件埋立地を沖縄県から譲渡を受けることについては、平成15年3月に沖縄県と沖縄市において締結された協定書により、土地を購入する時期及び価格等については協議書を締結するとしており、原告ら主張のとおり一括購入により沖縄市の財政に大きなリスクをもたらすことはない。
- (3) 原告らは、本件埋立事業にかかる土地需要はないか、仮にあるとしても一部にしが過ぎない。取得した埋立地がもし売却できなかつた場合、譲渡金額275億円（実際には約184億円）を最終的に沖縄市が負担をしなければならな

い旨主張するが、これも独自の見解であり認められない。沖縄県と沖縄市は平成14年3月、本件埋立地の土地需要確認作業において、各種の条件整備と努力を前提とすれば、現計画の実現可能性はあることを確認した。仮に社会経済情勢の変化により土地需要等が低迷した場合においても、第I区域相当分を上回る需要があるとの結果を得た。また、第II区域については土地需要の見通しを再度十分検討した上で着手する方針としており、沖縄市には原告らのいうリスクはない。なお、国や地方自治体が行う埋立は、「公有水面埋立法」において、民間利用者を特定する埋立行為を厳しく制限しており、もし埋立前から誘致企業が決定されれば、企業自らが埋立事業を実施する、それが法の精神である。行政はデベロッパーではなく、行政の実施する埋立は、「ある政策を遂行する」という目的行為である。よって、原告らの主張は失当である。

(4) 沖縄市の2002年度の一般会計予算が382億円であることは認める。しかし同年度の地方債借入残高見込額は約353億円であって、478億円ではない。市民1人当たりの負担も28万円（2002年度末現在）であって、38万5000円ではない。沖縄市は、まちづくりの将来目標像とする「国際文化観光都市」の実現にとって必要不可欠な事業として本件埋立事業を推進しているのである。したがって本件埋立事業にとって大きなリスクになることはない。